

『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（案）』に対するコメント

伊藤正彦

内容・構成に関するコメント

自己株式の処分（第 21～24 項）

第 22 項

資本準備金からの減額を認めないこと及びその他資本剰余金から減額しきれない場合に当期末処分利益から減額することについて、その論拠・検討経緯の詳細が明らかになっていません。（第 60 項参照）

第 24 項

この項は、『自己株式の処分』の最初（第 21 項）においた方がよいと思います。

「会計年度単位」という言葉は必要でしょうか。

【修正案】『自己株式処分差益と自己株式処分差損が発生した場合は、両者を相殺した上、第 22 項から第 24 項に従って処理する。』

自己株式の消却（第 25～26 項）

第 25 項

減額する資本項目を「取締役会」で決議すべきことを会計基準で強制することに違和感を覚えます。なぜ、常務会、経営会議等ではいけないのでしょうか。

【修正案】『自己株式の消却については、消却手続が完了したときに資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益又は当期末処分利益を減額する。』

資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分（第 34～36 項）

第 36 項

「株主総会において定める」ことを会計基準で規定することに違和感があります。

第 35 項により、利益処分の議案の中で、その他資本剰余金の内訳項目が明らかにされると思います。この項は必要でしょうか。

適用時期（第 40、41 項）

第 40、41 項

具体的な適用時期が分かりづらい。

「自己株式処分差額に限らず、すべての規定が平成 14 年 4 月 1 日以後の取引に適用され、第 41 項は平成 14 年 3 月 31 日までに発生した自己株式処分差額の処理方法につ

いての確認規定である。」と解してよいか？

『結論の背景』で説明を加えてはどうでしょうか。

資本の部の区分（第 42～48 項）

第 43 項

「増資や配当」と「利益」との区分が重要である、の意味が分かりづらい。

【修正案】『もちろん、払込資本も留保利益も株主持分のストックの変動であることには変わりはないが、同じ株主持分のストックであっても株主が拠出した部分と利益の留保の部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があった。』

第 45 項

「会計的には同様な性格」の意味が分かりづらい。文末の言い切り表現。

【修正案】『よって、・・・資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金に区分し、資本金及び・・・その他資本剰余金に計上することとした。なお、資本金及び資本準備金はいずれも株主からの払込資本であるため、その取崩によって生ずる剰余金は、合わせて資本金及び資本準備金減少差益と表示することとした。』

第 47 項

「これらの論点」とは、どのような論点なのかが分からない。また、「会計基準で検討する」という表現には違和感がある。

【修正案】『・・・現行の制度上生ずる余地がないため、本会計基準では(2)(3)について、特に区分を設けていない。』

第 48 項

この表現では、なぜ検討の対象としていないのかを説明する必要があると思います。

【修正案】『土地再評価差額金、その他有価証券評価差額についても、本会計基準では特に区分を設けていないが、利益剰余金の次にそれぞれ独立の項目で表示すべきものと考えられる。』

自己株式の処分（第 54～61 項）

第 55 項

処分差額が損益計算書に計上されないことを理由としているため、第 56 項と順番を入れ替えた方がよいと思います。

第 60 項

資本準備金からの減額を認めない理由が不十分と考えます。実務的な手続きが煩雑であることを理由に、資本準備金からの減額を選択肢から除くのは如何かと思います。

同様に、「利益剰余金を増減させるべきではなく」と言っているながら、「資本性の剰余金のマイナス表示は適当でない」との理由だけで、当期末処分利益からの減額を認

めるのは論理に飛躍があります。

自己株式の消却（第 62～64 項）

第 63 項

会社の意思決定に委ねることはいいが、「取締役会」でなければならない理由が明らかにされていない。

表現振り等に関するコメント

資本の部の区分（第 14～18 項）

第 15、16 項

「資本準備金以外の資本剰余金」は概念であり、「その他資本剰余金」は表示科目となっているので、表示科目で統一してはどうでしょうか。

【修正案】『資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金に区分し、その他資本剰余金には、資本金及び資本準備金減少差額、自己株式処分差益等資本準備金以外の資本剰余金をその内容を示す科目で記載する。』

第 17、18 項

前項と同様の理由。

【修正案】『利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金に区分し、その他利益剰余金には、任意積立金、当期末処分利益等利益準備金以外の利益剰余金をその内容を示す科目で記載する。』

自己株式の取得、保有（第 19～20 項）

第 19 項

「資本の部から控除する」という表現は、資本項目から減額するという誤解を与えかねないと思います。そもそも、この項は必要でしょうか。

【修正案】『取得した自己株式は、取得原価をもって資本の部の控除項目とする。』

自己株式の消却（第 25～26 項）

第 26 項

第 23 項の規定振りとの整合性。

【修正案】『当期末処分利益により・・・の科目をもって表示する。』

連結財務諸表における子会社株式及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱い（第 29～32 項）

第 29 項

表現振り。

【修正案】『連結子会社が保有する親会社株式については、親会社持分相当額は、親会社が保有する自己株式と合わせて資本の部の控除項目として表示し、少数株主持分相当額は少数株主持分から控除する。』

第 30 項

表現振り。

【修正案】『連結子会社における親会社株式の売却損益（内部取引によるもの及び少数株主持分相当額を除く）の会計処理は、親会社における自己株式処分差額の会計処理（第 21 項から第 24 項参照）と同様とする。少数株主持分相当額は少数株主利益（又は損失）に加減する。』

第 32 項

表現振り。

【修正案】『・・・親会社株式等の売却損益（内部取引によるもの及び少数株主持分相当額を除く）は、・・・』

利益剰余金の取崩（第 37 項）

第 37 項

第 23、26 項の規定振りとの整合性。

【修正案】『・・・の科目をもって表示する。』

「結論の背景」（第 42～85 項）

全体として、「・・・と考えた」という表現が多く、自信がないような印象を与えます。文末の表現について再検討し、断定できるところは、言い切る表現のようが良いと思います。

資本の部の区分（第 42～48 項）

第 44 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『・・・自己株式処分差益もそのケースに該当する。』

第 46 項

表現振り及び文末言い切り表現。

【修正案】『また、資本剰余金と同様の観点から、利益剰余金については商法で定める利益準備金とそれ以外の利益剰余金に区分することとした。』

自己株式の取得、保有（第 49～53 項）

第 52 項

一括控除項目方式以外には、構成要素直接減額方式しかでていない。文末言い切り表現。

【修正案】『・・・直接減額する方法が考えられる。後者の方法は、自己株式の取得を自己株式の消却に類似する行為とする考えに基づく。本会計基準では・・・資本の部の控除項目とする方法を採用した。』

第 53 項

文末言い切り表現。

【修正案】『なお、自己株式は第 49 項に記載した場合以外に、以下の場合にも取得されるが、それぞれの場合によって会計処理を区別する理由はないと考え、すべて同様の会計処理を適用することとした。』

自己株式の処分（第 54～61 項）

第 56 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『・・・資本取引と考えられるため、自己株式の処分に伴う処分差額は、損益計算書には計上せず資本の部に直接計上することとした。また、・・・会計処理することとした。』

第 57 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『・・・よって、それを資本剰余金として会計処理することが適当である。』

第 58 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『具体的な表示場所としては、資本準備金とその他資本剰余金が考えられる。・・・よって、その他資本剰余金に計上することとした。』

第 61 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『・・・の方法を採用した。』

連結財務諸表における子会社株式及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱い（第 73～75 項）

第 73 項

文末の言い切り表現。

【修正案】 『・・・適当である。』

第 74 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『連結子会社における親会社株式の処分差額（内部取引によるもの及び少数株主持分相当額を除く）についても、・・・適当である。』

資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分（第 78～82 項）

第 79 項

【修正案】『・・・無制限に認めると、その他資本剰余金とその他利益剰余金を区分する意味がなくなる。・・・』

第 80 項

「したがって」では続かない。接続詞は不要？

利益準備金の取崩（第 83 項）

第 83 項

文末の言い切り表現。

【修正案】『・・・適当である。』